

NPT 再検討会議とその後に向けて――長崎からの提言

元長崎大学長

土山 秀夫

NPT には常に 2 つのジレンマがつきまといっている。1 つ目のジレンマは米・露・英・仏・中の 5 カ国を核兵器保有国と規定し、他国への核拡散を認めない不平等性に基づく。1970 年 3 月の条約発効の当初から今日まで、非核兵器保有国は 5 カ国の核保有を既得権化させかねないとして批判し続けているものの、現在ではすでに約 190 カ国が加盟するに至っている。その理由は、核保有 5 カ国が参加する唯一の核軍縮を取り扱う条約だからである。つまり決して満足できる条約ではないが、それだからといってこれに依拠するしか、国際的に核軍縮を追求する方途がないというジレンマである。

2 つ目のジレンマは核兵器廃絶への道が対人地雷全面禁止条約に見られたオタワ・プロセスのような、ある意味では強引に近い解決策がとれない点にある。対人地雷の場合は条約案に賛同する国だけでも署名し、批准を図る方法で加盟拒否の米国、ロシア、中国などへの強い圧力を加えようとした。この場合は賛成国が自国の対人地雷を禁止するという、いわば率先垂範の姿勢を示せる点が説得性を持つ。ところが核兵器の場合にはたとえ全会一致で核廃絶を決議したとしても、肝心の核保有国自体が動かない限り事態は進まないというジレンマがある。

こうしたジレンマが端的に示されようとしているのが、今回の NPT 再検討会議であると思なすことができる。昨年の 7 月下旬に開かれた国連軍縮札幌会議は、NPT 再検討会議の行方を占うものとして注目された。しかしその結果は会議の前途がいかに困難であるかを思わせるに十分だった。ブッシュ政権の国務省不拡散局外交担当官は、終始、核拡散の危険性とその防止策こそが再検討会議の重要課題であることを力説した。

これに対して新アジェンダ連合（NAC）や非同盟諸国（NAM）の出席者からは厳しい反論が出された。1995 年 5 月の NPT 再検討・延長会議の折、核不拡散と核軍縮とはパッケージとして扱うことが合意されており、2000 年 5 月の再検討会議では核保有国が「核兵器の完全廃棄を明確に約束」した最終文書にも合意したはずなのに、なぜ核軍縮の必要性には全く触れようとしないのか、という内容であった。答弁に立った米国の担当官は、米国は核軍縮についてもすべきことはしているし、何よりも G8 でブッシュ大統領が提案した核不拡散のため 7 項目をいかに厳密に実行して行くかが問題だと述べた。その点はボルトン国務次官（当時）が公の場で「NPT 第 6 条（核軍縮の義務）の問題など存在しない」と発言したことも共通していた。

従って今回の NPT 再検討会議は、核不拡散か、核軍縮かの比重の置き方をめぐって攻防がなされるであろうし、どこかに妥協点が見出せるか否か現時点では誰にも予測が付きそ

うにない。たとえ世界の NGO が結集し、国際世論が核軍縮への期待を大いに盛り上げたとしても、最後は政府間レベルのクールな交渉に委ねる他はない。

その意味から被爆国日本は、また被爆地の私たちはどうあるべきかが問われることになる。その際、私たちが海外に向かって核兵器廃絶をアピールすることはもちろん必要であるが、それと同じか、またそれ以上に重要なのは日本政府の核政策に対して私たちの意思をどう反映させるかである。幸い私たち 10 名の国内評価委員たちは 2002 年 2 月から 2005 年に至る期間、日本政府が国連総会に提出した決議についての評価を 4 冊の成績表にまとめて提出し続けてきた。内容としては NPT 第 6 条に含まれる 13 項目と、第 7 条に含まれる 2 項目の合計 15 項目について決議がどう対処しているかを批判ないし評価した。同時に私たち市民サイドからの提言も各項目毎に付け加えた。

更にこれらの成績表を基にして毎年春と秋の各 2 回、外務省軍備管理軍縮課との意見交換を行ってきた。そうしたことを踏まえて感じることは、日本政府単独で米国に核軍縮への努力を促し、2000 年合意に基づいた核廃絶への具体的なロードマップを示すよう迫ることは、ほとんど不可能に近いという印象である。それは小泉政権と外務省上層部の持つ無批判に近い対米追随の姿勢が何より大きいが、同時にその基盤として、米国の核抑止力に頼る、つまり核の傘に依存することを当然とする安全保障政策上の惰性が働いている点を見逃すわけにはいかない。これでは幾ら海外に向かって「唯一の被爆国日本」とか「核廃絶はわが国の悲願」と主張してみても、所詮は米国の許容範囲内でしか行動できない限界を持つ。

こうしたことへの解決策として、私は次の 2 点を提唱したいと思う。1 点目は 7+2 の国家群との連携強化である。7 というのはまでもなく新アジェンダ連合の 7 カ国であり、2 はカナダおよび豪州を指す。新アジェンダ連合は中堅国家構想 (MPI) などの NGO によって強く支持され、2000 年合意に漕ぎつけて以降も国連を舞台に、核保有国に対して粘り強く核軍縮を迫る勢力である。カナダは日本と同じく米国との軍事同盟を結び、米国の核抑止力に依存している。しかしダグラス・ロウチ上院議員 (同時に MPI の議長であり、核軍縮議員ネットワークの提唱者でもある) に代表されるように、米国の核政策に対して一線を画して堂々と批判すべきは批判している。豪州は日本と同じくアジア・太平洋の同一圏に位置し、現政権は極めて米国寄りながらもかつての「キャンベラ委員会」による核廃絶案の提言をまとめた国家でもある。こうした国々との連携に被爆国日本が加わることは、米国にとって簡単に無視できない存在となってくるに違いない。

2 点目は米国の核の傘からの離脱を図る方策である。もし日本が核の傘から離脱した場合、それに代わる安全保障として考えられるのは、日本自体の核武装か、日本を含めた東北アジア非核兵器地帯の実現かの何れかであろう。日本の核武装については政治家の間にも軽々しく口にする者があるが、現実問題としては日本にとってのデメリットが遥かに大きく、また被爆国の感情としてとうてい許されるものでない。一方、東北アジア非核兵器地帯を考える場合、私たちは日米安全保障条約とは切り離して推進することは可能であるし、

「日米防衛協力の指針」(新ガイドライン)の一項目を削除することは、技術的に必ずしも不可能とは思っていない。東北アジアについては米朝間ともに朝鮮半島の非核化を目指すことでは一致しているし、韓国と北朝鮮の間では「朝鮮半島に関する非核化宣言」も消滅していない。この宣言と日本の非核三原則とを組み合わせることによって日本と朝鮮半島を非核地帯化させ、これら 3 カ国に対して中国、ロシア、米国の 3 核保有国が核攻撃を行わないという法的約束を取り付けようというのである。

要は惰性的に米国の核抑止力に依存し続けることが、実は NPT の精神にも反することを日本政府にも認識させ、その姿勢を改めさせることこそ、私たち被爆地の責務であることを強調して長崎からの提言としたい。